

5年保存

群搜一第117号

令和7年11月12日

各警察署長殿

群馬県警察本部長

死体取り扱い時における遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）

「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第10条第1項には、取扱死体（法第5条第1項の取扱死体をいう。）の引渡し時に、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適當と認められる者（以下「遺族等」という。）に対して、当該取扱死体の死因その他参考となるべき事項（以下「死因等」という。）について説明しなければならない旨が規定されている。

遺族等に対する説明については、法の目的である「遺族等の不安の緩和又は解消」に資するものであり、これを行うに当たっては、遺族等の心情に十分配意することが求められている。仮に、憶測等に基づく不用意な説明や、真偽不明の内容について断定的な説明がなされる等、不適切な対応により遺族等の心情を深く傷つけることとなれば、警察に対する信頼を大きく損ない、その後の信頼回復に多大な労力を要することとなる。

そこで、遺族等に対して死因等の説明を行う際には、下記の点に留意し、遺族の心情に十分配意した対応をされたい。

なお、「死体取扱い時における適切な遺族説明について」（平成24年9月24日付け群搜一第291号通達。）及び「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について」（平成26年3月10日付け群搜一第71号通達。）は廃止する。

記

1 遺族等の範囲

「遺族」とは、一般的な解釈と同様、配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族を意味する。

「その他死体を引き渡すことが適當と認められる者」とは、個別の事案に即して判断することとなるが、遺族がいない場合や遺族がいても死体の引取を拒否した場合において、死亡者の生前の人間関係を考慮し、死亡者の同居人や知人といった当該死体の埋葬・火葬等の措置を適切に行うことができる者がいるときは、これらの者が該当する（ただし、死体を死亡者の同居人や知人に引き渡す場合は、遺族の同意を得る必要がある。）。

2 説明事項

遺族等に説明すべき死因等としては、以下の各項目に関する事項が挙げられる。

- (1) 発見日時等
死体の発見された日時・場所及び発見時の状況
- (2) 調査の実施結果
法第4条第2項の規定に基づく調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査及び関係者に対する質問等の必要な調査）の実施結果
- (3) 検査の実施結果
法第5条第1項の規定に基づく検査を実施した場合における実施した検査及びその結果
- (4) 解剖の実施結果
法第6条第1項の規定に基づく解剖を実施した場合におけるその結果
- (5) 死因
その死が犯罪に起因するものではないと判断した理由及び死亡者が死に至った経緯を含む死因（直接の死因については死体検案書に記載されたものを説明すること）
- (6) その他参考事項
明らかになった死因等が遺族等に何らかの被害を及ぼすおそれがある場合には、その対処方法等遺族等の不安の緩和又は解消に資すると考えられる事項等

3 説明の時期

原則として遺族等への死体の引き渡し時に、上記の説明を実施する。
ただし、遺族等の都合により、引き渡し時に説明することが困難な場合には、遺族等の都合がつき次第速やかに実施すること。
また、解剖に伴う検査等の結果が判明するまでに時間を要する場合には、結果が判明次第速やかに遺族等に連絡すること。

4 説明方法等

(1) 基本姿勢

警察官にとって、死体を取り扱う機会は日常的な業務であるが、遺族にとっては、大切な親族を亡くした非日常的な事態であり、精神的に大きなショックを受けているということを十分念頭に置き対応に当たること。

また、死体を取り扱うに当たっては、黙礼、場合によっては合掌することはもちろんのこと、死体の移動、解剖又は安置する場合には、取扱いや場所の選定に十分配意する等、死者に対する礼意を保持するとともに、警察官の不適切な取り扱いにより遺族に更なる精神的ショックを与えることがないよう、丁寧な取り扱いを心がけること。

その上で、死者がなぜ亡くなったのか知りたいという遺族等の切実な思いに可能な限り丁寧に答えるよう誠意を尽くすこと。

(2) 説明方法

原則として口頭による。

(3) 遺族等の心情に配意した説明

ア 遺族等に対する説明に当たっては、親族を亡くした遺族等の心情に配意して丁寧かつ適切に行うことよりもより、今後の不安や疑問をできる限り解消する

ことができるよう、資料を提示するなどして説明を行うこと。

死体の取り扱いに係る疑問や質問に対しては、既配布資料の「ご遺族と関係者の方へ」を有効活用し、遺族が十分納得する適切な説明を行うこと。

また、必要によっては、遺族等の疑問を払拭するための検査等についても実施を検討すること。

イ 事件、事故及び自殺の判断又は死体の状況から自他殺の判断が困難な場合には、その結果が、遺族等の心情に与える影響が極めて大きいことから、客観的事実の明らかになっていない場合に断定的な説明を行わないことはもちろんのこと、警察において断定したと受け止められる虞のある表現をしないよう、言葉遣いに十分注意すること。

また、死亡者が乳幼児又は若年者の場合や自殺によるものである場合には、遺族等の動搖や悲しみは極めて大きいことから、その心情に特に配意すること。

ウ 遺族等に正確な説明を行うため、必要に応じて、検案、検査又は解剖を実施した医師の協力を得て共に説明を行うこと。

なお、検査又は解剖の結果については、取扱い事案の実情に応じ、実施した医師の協力が得られれば、可能な限り当該医師に遺族等に対する説明を行ってもらうこと。

エ 死体の引き渡し時における遺族等の動搖が大きい場合には、その後時間が経過してから、当該死体の死因等について改めて説明を受けたいと感じる遺族等もいることから、このような場合であっても、適切な対応ができるよう、担当者の連絡先を死体の引渡し時に教示するなど必要な措置を講じておくこと。

オ 遺族等が説明を求める事項が第三者のプライバシーにわたる場合には、遺族等に対して、回答することができない事項がある理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

ただし、その判断に当たっては、安易に検査上の秘密や個人のプライバシーにわたるとして説明を拒むことなく、その該当性について慎重に判断すること。

(4) 遺族等の要望を踏まえた再説明

ア 遺族等から(2)の説明に係る調査、検査等の結果の提供を求められた場合には、できるだけ速やかに、発見日時、調査の実施結果（外表の調査及び死体の発見場所の調査の結果）、検査の実施結果（実施した検査項目及びその結果）に関する客観的事実を簡潔に取りまとめた書面を交付の上、再説明を行うこと。

また、解剖の実施結果については、警察が保管する解剖医師から提供を受けた解剖結果を記録した書面の写しを交付すること。

なお、死因については、検案医師が作成する死体検案書に記載されることから、警察において作成する書面には記載しないこととする。

イ アの書面には、遺族等の要望を踏まえ、死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）、再説明に必要な写真等の参考資料を添付すること。

なお、これらの参考資料を添付することができない場合には、遺族等にその理由を説明すること。

ウ 外部記録媒体等を参考資料として添付する場合には、原本である外部記録媒体等を複写して同一のものを交付すること。

エ アの書面の交付は、遺族等に対する説明の一環として行うものであり、当該書面が警察証明の類との誤解を受けることのないよう配意すること。

オ アの書面の交付は、複数の遺族等から求めがあったとしても、原則として死体を引き渡した遺族等に対して1回行えば足りる。

(5) 客観的事実に基づく説明

憶測や不確かな情報に基づく説明を行うことは厳に慎み、その時点で明らかとなっている客観的事実に基づいた説明を行うこと。

(6) 解剖に対する説明

解剖を実施するに当たっては、遺族等に対し、その心情に特に配意して解剖の目的及び事後の手続等を丁寧に説明するとともに、解剖の必要性について、可能な限り理解を得られるよう努めること。

5 調査等に係る記録等資料の提供

遺族等の要望を踏まえた再説明を行うために遺族等に交付した書面（添付の参考資料を含む。）以外の調査等に係る記録等資料の提供については、当該資料の多寡や当該資料に第三者のプライバシーにわたる情報が含まれるかどうかなどに応じ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令の規定を踏まえつつ、個別具体的にその要否を判断すること。

なお、この場合においても、別添の「死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議」（平成24年6月14日参議院内閣委員会）三の趣旨を踏まえて適切に対応すること。

6 その他

取扱死体以外の死体に係る死因等の説明については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第5条の規定に基づき行うこととなるため、本通達によるものではないが、できる限り丁寧な説明に努めるべきことに変わりはないことから、以後の犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において適切に行うこと。

平成二十四年六月十四日
参議院内閣委員会

死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、死因究明等推進計画における制度改正については、関連法制の見直しを含めた幅広い検討を行うこと。

二、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査等の件数、その内容及び結果並びに関係行政機関への通報の件数及び当該通報を受けた関係行政機関における措置について求めに応じて、国会に報告すること。

三、遺族等の不安の緩和又は解消に資するよう、警察及び海上保安庁は、死体を引き渡した遺族等に対し死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該遺族等から調査等に係る記録等資料を提供するよう求めがあつた場合には、その要請に応えること。

右決議する。